

更新申請用

指定自立支援医療機関指定更新申請書等記入要領（病院・診療所用）

【提出書類】

- ①指定自立支援医療機関指定更新申請書（病院・診療所）（第3号様式の2）
- ②自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙2）

1 更新申請書（第3号様式の2）

- (1) 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載してください。
- (2) 「担当者・電話番号」は、この申請に関しお答えできる方の連絡先を記載してください。
- (3) 「担当しようとする医療の種類」は、既に指定を受けている次のものを記載してください。
 - ① 眼科に関する医療
 - ② 耳鼻咽喉科に関する医療
 - ③ 口腔に関する医療
 - ④ 整形外科に関する医療
 - ⑤ 形成外科に関する医療
 - ⑥ 中枢神経に関する医療
 - ⑦ 脳神経外科に関する医療
 - ⑧ 心臓脈管外科に関する医療
 - ⑨ 心臓移植に関する医療
 - ⑩ 腎臓に関する医療
 - ⑪ 腎移植に関する医療
 - ⑫ 小腸に関する医療
 - ⑬ 肝臓移植に関する医療
 - ⑭ 歯科矯正に関する医療
 - ⑮ 免疫に関する医療
- (4) 「主として担当する医師又は歯科医師」及び「自立支援医療を行うための入院設備の定員」は、医療の種類ごとに記載してください。
- (5) 「自立支援医療を行うために必要な設備及び体制」に変更があった場合は、別紙2を添付してください。

2 自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙2）

- 自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要に変更がある場合に提出してください。
- (1) 担当しようとする医療の種類に必要とされているものについて記載してください。特に必要とされているものについては必ず記載してください。
 - (2) 特に必要とされる医療機関の設備及び体制の内容については、「浜松市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領」別表1に記載されていますので、記入内容について確認してください。
 - (3) 設備の設置場所が分かるように建物、設備の見取図又は平面図を添付してください。
 - (4) 体制については、当該医療の種類について、主として担当する医師の他にその他の職員の有無（人数）等を記載してください。

3 誓約事項

申請書の記載のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に基づく欠格条項に該当しないことを誓約していただきます。

なお、欠格条項は、別紙「誓約事項」を確認してください。

4 提出期限

指定を受けた病院・診療所は、6年ごとに指定の更新申請を行わなければ、その効力を失うこととなります。指定期限の到来する2か月前までには指定更新申請書を提出してください。

5 変更が未届の場合

既に指定を受けている内容や変更の届出時点から下記の事項に変更が生じている場合には、直ちに変更の届出を行ってください。この届出をしなければ指定の更新を受けられない場合がありますので注意してください。

- ①名称・所在地
- ②開設者(代表者)の住所・氏名(名称)・生年月日・職名
- ③保険医療機関である旨
- ④標榜している診療科名(担当医療の種類に関するもの)
- ⑤自立支援医療を行うために必要な設備及び体制(※)
- ⑥自立支援医療を行うための入院設備の定員(※)

(※) ⑤⑥は、指定更新申請をもって変更の届出に代えることができます。

誓約事項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定関係

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者総合支援法その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第6号関係

申請者が、障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

4 第8号関係

申請者が、障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第9号関係

申請者が障害者総合支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。